

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税17)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、公共施設等運営権について、ペイスルー課税対象資産とすること、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること(拡充)。
3	担当部局	金融庁総務企画局市場課資産運用企画室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来の特定資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様税制上の優遇措置を受けられるよう、26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の普及等を促進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>●「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第一 総論</p> <p>IV. 改訂戦略の主要施策例</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革</p> <p>(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>○PPP/PFIを活用した民間によるインフラ運営の実現</p> <p>・公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する。さらに2022年までの10年間で2～3兆円の事業規模を達成する目標を2016年度末までの3年間に前倒しする。</p> <p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>(略)再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。(略)</p> <p>●「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第3章 経済再生と財政健全化の好循環</p> <p>2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方</p>

			<p>(2)社会資本整備 (民間能力の活用等) (略)コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入する (略)また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP/PFI市場への民間資金の流入を促進する。(略)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ-3 資産形成を行う者が真に必要なサービスを受けられるための制度・環境整備 Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本拡充措置により、投資法人が公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする場合でも、税制上の不利益を被ることがなくなり、インフラファンド組成のインセンティブが向上し、PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の普及等の促進に繋がる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の一層の普及等が期待される。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 本拡充措置が実現されなければ、公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることとなり、インフラファンド組成の妨げとなる。</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月)  税込減はないと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税込減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—